

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案に係る公聴会 公述申出要領

神奈川県では、神奈川県環境影響評価条例第19条第1項の規定により、小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について、関係地域の住民等の方を対象として公聴会を開催します。

1 開催の日時及び場所

日	時	場	所
令和7年8月2日(土)	午前10時開会	伊勢原市立比々多公民館 講義室	所在地：伊勢原市坪ノ内307

※会場の駐車場は台数が限られています。乗り合いでお越しいただくか、バス・タクシーなどの公共交通機関でお越しください。

2 公聴会の目的と公述

この公聴会は、神奈川県環境影響評価条例第20条第1項の規定により、知事がこの事業に係る環境影響予測評価書案について環境保全上の見地から審査を行い、環境影響評価審査書を作成するに当たり、関係地域内の住民等の方から、この環境影響予測評価書案についての環境保全上の見地からの意見をお聴きすることを目的として開催するものです。

知事は、事業者に意見を述べるに当たり、公聴会で述べられた意見について、環境保全上の見地から十分に考慮します。

(1) 公述の申出

公聴会で、この事業に係る環境影響予測評価書案について、環境保全上の見地からの意見を述べようとする方は、公述の申出をしていただく必要があります。

この公述の申出は、公聴会で意見を述べようとする本人が、述べようとする意見及びその理由等を記載した「公述申出書」を提出することにより行ってください。

申出に当たっては、次の「3 公述の申出に関する事項」を参照してください。

(2) 公述方法

公聴会では、原則として公述の申出をされた本人に、「公述申出書」に記載された内容を述べていただきます。

環境影響評価予測評価書案の範囲を超えた意見を述べたり、環境保全上の見地からの意見の範囲を超えた発言はできません。

なお、公聴会における発言内容は、行政資料として公開される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 公述の申出に関する事項

(1) 公述人となることができる方は、次のとおりです。

- ア 関係地域内に住所を有する方又は勤務する方
- イ 関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する方
- ウ 関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体については、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）

※ ここでいう「関係地域」は、以下のとおりです。

平塚市（岡崎、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目）

秦野市（鶴巻、鶴巻北一丁目、鶴巻北二丁目、鶴巻北三丁目、鶴巻南一丁目、鶴巻南二丁目、鶴巻南三丁目、鶴巻南四丁目、鶴巻南五丁目）

伊勢原市（板戸、大住台一丁目、大住台二丁目、大住台三丁目、岡崎、笠窪、串橋、神戸、白根、鈴川、坪ノ内、八幡台一丁目、八幡台二丁目、東大竹、東大竹一丁目、東大竹二丁目、三ノ宮の一部、善波の一部）

(2) 公述申出書の提出方法

ア 公述申出書の記載事項

公述申出書には、次の事項を記載してください。窓口で配布している用紙（「公述申出書」）を使用するほか、必要な事項をもれなく記載すれば、任意の用紙でもかまいません。また、e-kanagawa電子申請システムでも申出を受け付けています。

①氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名）

②住所（法人その他の団体の場合は、事務所の所在地）

③関係地域内に勤務している方は、勤務する場所、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事している方は、その従事する場所

④対象事業の名称

「小田急電鉄総合車両所移転計画」と記載してください。

⑤公聴会において述べようとする環境保全上の見地からの意見及びその理由

環境影響予測評価書案についての環境保全上の見地からの意見とその理由を項目ごとに整理して具体的に記載してください。

環境影響予測評価書案に記載されている主な項目等は次のとおりですので、意見をまとめる際に参考にしてください。

なお、公述申出書用紙に記載しきれない場合は、継続用紙を使用してください。

※ 公述時間は1人10分を予定しています

(参考 環境影響予測評価案の主な記載項目等)

- 1 位置又は実施区域
- 2 規模、実施方法、その他の内容
- 3 対象事業の目的又は実施を必要とする理由
- 4 調査等の結果
 - (1) 評価項目の選定
 - (2) 環境影響予測評価

(評価項目)

11 項目

大気汚染、水質汚濁、騒音・低周波音、振動、廃棄物・発生土、水象、植物・動物・生態系、景観、レクリエーション資源、温室効果ガス、安全

- 5 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置
- 6 事後調査の計画
- 7 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

○公聴会で意見を述べるに当たって必要とする資料等

意見を述べる際にホワイトボード等に掲示する資料（模造紙等に記載したものや写真など）又はパワーポイント等の電子データを利用する場合は、該当するものに丸印をつけてください。

○電話番号・メールアドレス

公聴会について連絡する時に使用しますので、必ず御記入ください。

イ 公述申出期限（公述申出書提出期限）

令和7年7月22日（火）（必着）

（郵送する場合は、申出期限までに必着するようあらかじめ郵送に要する日数を見込んでお送りください。）

ウ 公述申出書の提出先

①郵送・直渡し

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局環境部環境課

②e-kanagawa電子申請システム

(URL https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100678)

(3) 公述人の選定

公述人は、公述申出書を提出した方の中からあらかじめ選定します。できるだけ多くの方が意見を述べることができるよう公述は1人1回に限ります。また、公述申出人数の場合には抽選になります。

選定の結果は、公述申出書を提出された本人に通知します。また、公述人として選定された方には、その際に公述時間や公述の順番を併せてお知らせします。

なお、公述の順番の変更はお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

4 その他

公述申出人がいない場合は、公聴会を中止します。中止の際は、県ホームページ「かながわの環境アセスメント」でお知らせします。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f247/>)

5 問合せ先

公聴会について御不明な点は、下記にお問い合わせください。

神奈川県環境農政局環境部環境課 環境影響審査グループ

電 話 045 (210) 4070 (直通)